

一般社団法人 日本養豚協会 平成23年度事業計画

自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月31日

平成23年4月1日より、一般社団法人として養豚生産者のみを正会員とする組織として新たなスタートをした。現在約2,000戸近い会員の加入率を更に拡大していかなければならない。現状の母豚数43万頭を、平成22年4月の新生養豚協会発足時の目標であった母豚数54万頭に到達することが急務であり、それから得られる平成23年度の会費収入予算額1億800万円は様々な組織活動を行う上で必要不可欠である。

会員加入拡大を目指し、JPPA基本事業として次の事業を実行する。

【基本事業】

- (1) 養豚経営の安定と生産力の向上に関する事業
- (2) 養豚の国際競争力の向上と後継者育成に関する事業
- (3) 豚疾病の予防及びまん延の防止、撲滅に関する事業
- (4) 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業
- (5) 豚肉の消費の維持・拡大、自給率の向上に関する事業
- (6) 養豚にかかわる情報の収集、提供等に関する事業
- (7) 養豚振興についての政策要請・提案活動に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

I 東日本大震災の被災生産者に対する応援事業

平成23年3月11日に発生した東日本大震災後、緊急連絡本部を設置し被災状況や被災者からの要望を取りまとめ関係方面に要請活動を行う共に、避難所での豚肉を使った炊き出し、更に被災地の生産者を中心とした地域の被災者のため義援金の受付を開始し、復興支援活動を積極的に展開する。基本事業(1)(5)(7)に関連。

II 口蹄疫の被災生産者に対する支援事業

宮崎県口蹄疫被災生産者の経営再開に向けた支援を展開するため、農水省他に要請を行うとともに、関連団体と連携を取り、被災生産者が一日も早く正常な経営に復帰出来るように支援する。基本事業(1)(3)(7)に関連。

Ⅲ 養豚経営安定対策の推進事業

本年度より直接方式に一本化された全国肉豚事業に、一人でも多くの生産者が参加出来るよう各県組織と連携を取り積極的に推進していくとともに、県組織のない東京都、福井県、和歌山県については ALIC の委託を受けて、JPPA が窓口となり参加農家の支援を行う。また、本事業に参加する非会員の生産者に対しては、JPPA への加入促進を行う。更に、養豚経営安定のためのセミナーを部会が主催となって開催する。基本事業（１）（６）（７）に関連。

Ⅳ TPP, FTA, WTO 等国際問題に関する事業

TPP への参加を断固反対するため TPP 対策委員会を中心に「日本の畜産ネットワーク事務局」（事務局：中央畜産会）と連携して活動を行う。また、国際社会の中で日本の養豚のあり方について国際問題対策部会を軸に情報収集・研究活動を行い、国内の養豚産業が国際競争の中で存続できる道を模索する。基本事業（２）（５）（６）（７）に関連。

Ⅴ 耕畜連携の推進事業

国の進める食料・農業・農村基本計画である、平成 32 年度のカロリーベース自給率目標 50% に向かって、国産飼料用米の利活用を推進するとともに、国産飼料用米利用農家に対して国産飼料用米の 2 倍量まで払い下げが受けられる政府所有の廉価な MA 米を有効利用することで、飼料費の低減を図る事業を推進する。基本事業（１）（５）に関連。

Ⅵ 豚肉の消費拡大及び後継者育成に関する事業

青年部及び流通・消費部会を中心とした豚肉消費拡大キャンペーン「俺たちの豚肉を食べてくれ」に全国の後継者へ積極的に参加協力を願い、消費拡大を推進するとともに後継者同士の情報交換の場として活用する。また、青年部及び生産・経営部会の共催で養豚セミナーを開催する。基本事業（１）（２）（５）（６）に関連。

Ⅶ 家畜伝染病等の衛生対策に関する事業

家畜伝染病予防法の改正に伴い、生産者の立場から意見、要請等を行うとともに、国内養豚生産者の衛生対策等について衛生部会が中心となって衛生セミナーを開催する。基本事業（３）（６）（７）に関連。

Ⅷ 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業

登録及び能力検定の推進を図るため登録規程の改正を行い、登録業務の効率化と

種豚情報システムを充実強化し、指定種豚場活性化対策及び衛生対策等を検討する。

更に育種・改良部会を中心として豚の遺伝的能力評価を推進するとともに、新たな能力検定方法を検討する。 基本事業(3)(4)(6)に関連に関連。

(1) 種豚の登録事業

1) 本会の登録規程に基づき、次のとおり登録を行う。

種豚登録	6,500頭
繁殖登録	800頭
産肉登録	100頭
産子検定	800頭
子豚登記	23,000頭
血統登記	10頭
証明書書換	10頭
証明書再交付	10頭

2) 本会の証明規程に基づき、次のとおり証明を行う。

移動証明	80頭
血統能力証明	2,000頭
系統認定証明	1系統
系統維持施設指定証明	40施設
系統種豚証明	700頭
一代雑種豚血統証明	5,000頭
現場直接検定証明料	300頭
海外合成豚認定証明	0場
海外合成豚原々種豚場指定証明	3場
海外合成豚血統証明	50頭
海外合成豚移動証明	50頭
国内合成豚血統証明	10頭
国内合成豚移動証明	10頭
肉豚証明	6,500頭
黒豚生産農場指定証明	60場7,500頭
予備登記	30頭
予備登録	30頭
豚輸入精液証明	500頭

(2) 認定事業の実施

豚の改良増殖を推進するとともに生産基盤の強化と登録事業の進展及び養豚場の衛生環境を改善し、衛生思想の普及徹底と防疫対策を強化し豚の生産効率の向上を図るため、次のとおり指定種豚場及び衛生管理優秀養豚場認定規程に基づき認定事業を実施する。

- 1) 指定種豚場の認定。
- 2) 衛生管理優秀養豚場の認定。

(3) 登録研究会、講習会の開催

登録事業の円滑な推進と登録委員の育成を図るため登録講習会を開催する。

(4) 輸出種豚の血統証明

輸出種豚の英文血統能力証明書の発行を行う。

IX 補助事業及び委託事業

養豚振興及び種豚改良を推進するため次の事業を実施する。

- (1) (独) 農畜産業振興機構 養豚経営安定対策委託事業の実施。
- (2) 農林水産省 家畜改良推進補助事業の実施。
- (3) 国際養鶏・養豚展 2012 に主催者団体として参加・協力。

X 庶務に関する事業

8つの基本事業を円滑に推進するための6つの部会活動、並びに各県での組織力強化のため県組織事務局会議、ブロック会議等を行う。

またこれらの事業を総括する理事会を定期的に行い、年1回の通常総会を開催。

X I 平成23年度会員会費

一般社団法人 日本養豚協会の平成23年度会員会費について、下記のとおりとする。

1. 会費の基準

(1) 会費は次のいずれかの基準によるものとする。

- 1) 飼養する繁殖雌豚1頭当たり200円
- 2) 肥育豚経営の場合は、出荷肉豚1頭当たり10円

2. 会費の算定

(1) 頭数は自己申告とし会費基準の額を乗じて算定する。

- 1) 繁殖雌豚は常時繫養頭数
- 2) 肉豚は直近1年間の出荷頭数

(2) 都道府県組織にあっては、構成員毎に(1)と同様の方法で算定する。

3. 会費の納入

(1) 会員は会費の基準による頭数を報告するものとし、協会からの請求後すみやかに指定口座に納入するものとする。

(2) 都道府県組織にあっては、会員加入名簿に頭数を記載した一覧表を協会に提出するものとし、協会からの請求により翌月末迄に指定口座に納入するものとする。

(3) 都道府県組織にあっては、一部と畜場等から肉豚出荷の都度徴収する場合(と畜場チェックオフ)は事前に、対象者の会員加入名簿に年間出荷予定頭数を一覧にして協会へ報告するものとし、次により納入するものとする。

- 1) 都道府県組織は、四半期毎に出荷頭数を取り纏めた名簿を協会に報告するものとする。
- 2) 県外と畜場でのチェックオフは、協会への会費納入に漏れ若しくは二重払いが生じないように、当該都道府県組織間で確認をする。

X II 平成23年度賛助会員会費

一般社団法人 日本養豚協会の平成23年度賛助会員会費について、下記のとおりとする。

平成23年度賛助会員会費 1口以上 1口 100,000円以上とする。